平成２６年度　第１回
東京都商品等安全対策協議会
議　事　録

平成２６年８月４日（月）

都庁第一本庁舎３３階　特別会議室Ｎ６

午後２時00分開会

○生活安全課長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第１回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、本協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。私は生活安全課長の樋口と申します。

会長に進行を交代するまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、着席にて失礼いたします。

まず先に、マスコミの方が多いので、お話しさせていただきますけれども、今日は、会長の挨拶が終わって、その後に抱っこひもの紹介をさせていただきます。そこまでプレスの方が撮影可としたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただく前に、本協議会の委員及び特別委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様方には、２年間の任期ということで、昨年度に引き続きまして、平成27年の９月まで就任をお願いしております。また、特別委員の皆様につきましては、本テーマの終了時までとなっております。

それでは、お手元の委員名簿に沿って順にご紹介させていただきます。時間の関係から、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、委員のご紹介となります。

独立行政法人国民生活センター商品テスト部長の鎌田環委員でございます。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事の釘宮悦子委員でございます。

千葉工業大学社会システム科学部、金融・経営リスク科学科、生産・生活安全部門教授の越山健彦委員でございます。なお、越山委員におかれましては、昨年度本協議会の会長を務めていただきました丸山委員が海外に留学され退任されましたことから、新たにご就任をいただきましたことをご報告申し上げます。

続きまして、公益社団法人全国消費生活相談員協会週末電話相談室長の鈴木春代委員でございます。

東京消防庁、防災部、参事兼防災安全課長の田島松一委員でございます。

独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター、研究センタ

一長の持丸正明委員でございます。

続きまして、特別委員のご紹介です。

一般財団法人製品安全協会、業務グループ調査役の黒川秀一委員でございます。

みらい子育てネット東京、会長の小林睦子委員でございます。

アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社、Ｒ＆Ｄ本部エンジニアの西蔵みゆき委員でございます。

株式会社ダッドウェイ、品質保証グループチーフの布施真行委員でございます。

全国ベビー＆シルバー用品連合会、事務局長の宮内悦男委員でございます。

コンビ株式会社、ベビー事業本部プロダクトセンター、技術室第２技術グループ主査の森口優子委員でございます。

緑園こどもクリニック、院長の山中龍宏委員でございます。

なお、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会、専務理事の小野裕嗣委員は、本日所用により欠席でございます。

続きまして、オブザーバのご紹介です。

消費者庁、消費者安全課長の宗林さおり委員でございます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。事務局名簿をご覧ください。

まず、消費生活部長の山本明でございます。

商品安全係長の大石泰完でございます。

安全担当係長の吉本圭子でございます。

私、生活安全課長の樋口桂でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の配付資料を確認させていただきます。机上に配付しております資料をご覧ください。

資料１、本協議会の設置要領でございます。

資料２「平成26年度東京都商品等安全対策協議会『抱っこひも等の安全対策』」

資料３「国内の抱っこひも等の市場と安全対策」

資料４「国内及び海外の抱っこひも等に関する事故事例等」

資料５「抱っこひも等に関する海外主要国の法規制・任意規格及び政府・業界等の安全対策の取組状況」

資料６「抱っこひも等に関するアンケート調査（案）」

資料７「抱っこひも等に関する事故再現実験（案）」

資料８「今後の協議スケジュール（案）」でございます。

以上でございますけれども、不足等ございませんでしょうか。

本協議会ですけれども、原則公開とさせていただきます。個人情報等にかかわる検討を行う場合については、委員の皆様方のご発議によりまして、非公開と決定していただくことも可能です。よろしくお願いいたします。

それでは、消費生活部長の山本からご挨拶を申し上げます。

○消費生活部長　消費生活部長の山本でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、本協議会の委員並びに特別委員にご就任いただきましてまことにありがとうございます。また、本日は暑い中をお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、本協議会は、身近にある商品の使用に伴う危害から都民を守るために安全対策についてご議論いただいている協議会でございます。

これまで12のテーマについて取り組んでまいりました。本協議会の成果は国を動かし、具体的な安全対策について取組みを進めてきているものでございます。その成果は具体的な形になっておりますので、協議会に対する期待は大変高いものではないかと思っております。現に今回もプレス各社の方がお見えになっており、そういう意味で期待が高いのではないかなと思っております。

これまでの成果を幾つかご紹介させていただきますと、平成18年度には「子供用衣類の安全確保」ということで取り組んでおりまして、今般、子供服の安全性に関するＪＩＳ規格案につながったものでございます。また、平成21年度に行いました「ライターの安全対策」については、チャイルドレジスタンス機能の法規制につなげることができております。また昨年、「ブラインドのひも」ということで、安全対策に取り組んでまいりましたが、早速、今年度ＪＩＳの規格化に向けた検討会が立ち上がったところでございます。

さて、本年度につきましては、ご案内のとおり、「抱っこひもの安全対策」ということで選定をさせていただいておるところでございます。

今回、国立成育医療研究センターさんや消防庁さんのご協力をいただきまして調査を行ったところ、抱っこひもからの転落による事故が多い事がわかってまいりました。例えば、生後１か月の乳幼児で、頭蓋骨骨折や外傷性くも膜下出血という痛ましい事故が起こっています。また、都で行いました今年１月の調査で、この調査は乳幼児を持つ3,000人の方を対象に行いましたが、約１割の方で抱っこひもからの転落や転落しそうになったと

いう経験をお持ちの方がいらっしゃるということもわかってまいりました。

こうしたことから、実態を把握して早急に対策を講じていく必要があると考えております。そこで、日ごろから様々な立場で安全対策に取り組まれていらっしゃいます皆様に、多角的な視点でご検討をいただき、抱っこひも等の安全対策についてご提言をいただければありがたいと思っております。

都といたしましては、この協議会の提言を生かして消費者への注意喚起を図っていくとともに、また、事業者団体等による商品改善や、より安全な基準づくりの促進など、抱っこひも等の安全対策が推進されるよう取り組んでまいりたいと思っております。

なお、先ほども紹介がありましたが、オブザーバとして消費者庁の宗林課長にもご出席いただいておりますが、今回の調査は、消費者庁の地方消費者行政活性化基金を活用させていただいております。

それでは、皆様におかれましては、お忙しい中、大変恐縮ではございますが、ご協力いただきまして、抱っこひもの安全対策を進めていっていただければと思います。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○生活安全課長　それでは、これより会長及び副会長の選任をいたします。

会長の選任は、協議会設置要領第６に基づきまして、消費生活部長が指名することになっております。

それでは、部長のほうから指名をお願いいたします。

○消費生活部長　それでは、会長について指名をさせていただきます。

持丸委員にお願いしたいと存じます。また、会長の職務を代理する委員であります副会長につきましては、越山委員にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○生活安全課長　それでは、ここからは持丸会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○持丸会長　ご指名で会長をやることになりました、産総研の持丸です。改めましてよろしくお願いいたします。

最初に、私から挨拶を申し上げます。

東京都の会も何度も回を重ねてきているのですが、私、産総研の持丸が何でこれにかかわっているかと申しますと、最近は高齢者もやっておりますが、私どもの産総研で子供の安全に関する研究を随分中心にやってまいりました。キッズデザインと我々は呼んでい

まして、子供の安全に配慮した商品の市場を作って、安全な商品が社会へ出回っていくようにしようということです。

今日、ＮＰＯ法人のキッズデザイン協議会の小野さんが欠席されておりますが、実は今日、午前中に本年度のキッズデザイン賞の上位賞、大臣賞の発表が六本木でありまして、私も午前中はそれに行っておったのですが、小野さんは午後もその対応でちょっと休んでおられます。上位賞の中に、昨年度ここで取り上げていただいたブラインド、その中でもカーテンを留めるひもに子供の首がかかって亡くなられることがあると。それに関する対応製品というのが今年上位賞の中に入っておりまして、先ほど私もちょっと見てまいりました。

そういう意味では、こういうところの活動が、一つは、先ほど部長から紹介いただいたように、ＪＩＳという形で国全体のアクションに繋がっているとともに、業界のほうも、それに対応する新しい商品で新しいマーケットを作っていくというような形で徐々に普及しているのは、非常にインパクトのあることだと思っています。もちろん、都というのは日本の一つの自治体ではあるのですけれども、10分の１のサイズの規模を誇っておりまして、むしろ、日本という大きな組織の中で、省庁がまたがってなかなかできないようなことをここに集まって迅速に議論して、意見を提出するという意味では非常に意義のある会議だと、私はそのように思っておりますので、ぜひとも、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

ちなみに、毎年東京都さんのほうでいろいろ調査をいただいて、どんなものを選んでいるかといいますと、特に重篤な事故が増えているとか、事故件数そのものが増えている、例えば、その中で海外でも類似しているものがあって、一部の国では対策がとられ始めているといったものを幾つか候補に選んで、業界で対応ができそうか、あるいはＪＩＳの整備が果たしてできるものなのかどうか、というところを見据えながら、３つの出口を、多分この中で皆さんと模索していくことになろうかと思っています。

１つは、参加いただいている業界の方々に、業界として新たに対応できることはないだろうか。それも、今、申しましたように、単により安全にするということだけではなくて、より安全なものが新しい価値を消費者に訴えていくという意味での対応をぜひ考えていただきたい。

２つ目は、そのための消費者の意識を高めることでして、これを都自身にプロモーションをお願いしたいですし、それから、参加いただいている消費者団体の方々にも、ぜひ

ともお願いしたい。

３番目は、私や越山委員みたいな中立的な立場にいる者が、必要に応じて何らかの形の標準化のようなものを進めていく。すべてのアクションが常にとれるわけではないですけれども、こういうようなアクションで、ぜひ議論ができればと思っております。

本年は幾つかの候補の中で、先ほど申しました要件を満たすものとして「抱っこひも」が取り上げられました。実は私と越山先生とで、今、ガイド50という子供の安全に関する国際規格の策定に関わっておりますが、その中でも睡眠環境という中で、スリングとか、抱っこひもというものが一部取り上げられ始めています。ですから、これは日本だけの問題ではなくて、国際的に意識が高まっている問題に、東京都としていち早く議論を進めていこうということになったと理解しております。

というわけで、まだ何回か会議は続きますけれども、ぜひとも皆さんの積極的なご協力で子供の命を一つでも多く救えるように進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会長からの挨拶は以上にしたいと思います。

それでは、会議次第に従って進行していきたいと思います。

まず、議事に従いますと、最初の安全対策に対する検討で、資料２から５というのが事務局から用意されておりますので、こちらのほうをちょっとまとめて事務局から説明をお願いいたします。

○安全担当係長　それでは、私、安全担当係長の吉本と申します。座ったままで説明させていただきます。

それでは、お手元にございます資料２から資料５について説明いたします。

まず初めに、今回のテーマの背景や協議会のこれからの流れについてご説明させていただきます。

７ページの資料２「抱っこひも等の安全対策」をご覧ください。今回対象とする抱っこひも等についてご説明します。

本日、ご出席の事業者特別委員の皆様のご協力により、製品をこちらに用意させていただきました。あちらに幾つかかかっていますけれども、一番左側、こちらが腰ベルトタイプの抱っこひも、腰と肩のベルトで支える抱っこひもです。それから今、男性の職員が付けています、こちらがスリングというタイプの１枚の布でできた抱っこひもです。それから、今日の例示の見本にはないのですけれども、腰ベルトがなくて、従来型の肩ベルト

だけで支える抱っこひもというのがあります。これらの子守帯全般を「抱っこひも等」と定義させていただきます。

それでは、資料２の左側「背景」をご覧ください。

今回、都が抱っこひもからの転落事故に注目したきっかけは、日本小児科学会のInjury Alertの事故事例と、国立成育医療研究センターのヒアリング調査からでした。国内の重篤事故事例として、Injury Alertでは４か月児が外傷性くも膜下出血、成育医療研究センターのヒアリング調査では１か月児が前頭骨骨折、７か月児が頭部を骨折するなど、抱っこひもからの転落により低月齢の子供に重篤な事故が起きていることがわかりました。

このことから、抱っこひもからの転落事故について、Injury Alertと成育医療研究センターに加えて東京消防庁管内の救急搬送事例、全国の消費生活センターのネットワーク・システムであるPIO-NETから情報収集をしたところ、2009年以降の事例で116件の事故情報を把握しました。なお、調査対象期間を2009年以降とした理由は、国内の安全基準であるＳＧ基準の最終改正年が2009年であるためです。事故事例の詳細や分析結果については、後の資料でご説明いたします。

海外の事故情報は、転落に特化したものは入手できませんでしたが、アメリカの消費者製品安全委員会（CPSC）には、子供の転落のほか親の転倒による子供の受傷、窒息などを含む抱っこひもに関する事故が1999年からの14年間で124件報告されています。

次に、抱っこひもの安全対策の状況ですが、国内では任意の安全基準として、一般財団法人製品安全協会が定めるＳＧ基準があり、転落防止対策として留め具を二重にすることや、装着時に前かがみにならないなどの注意喚起表示をすることが規定されています。また、近年は、欧米メーカーの製品の人気が高く、市場シェアの５割程度になっていますが、これらの製品は海外の安全基準に基づき、転落防止策が実施されています。

日本と海外の規格や基準には、例えば、ＳＧ基準では首の据わらない４か月未満の赤ちゃんは縦抱きが認められていませんが、欧米では新生児から縦抱きを標準とするなど異なる部分もあり、現在、市場には多種多様の製品が混在している状態です。このため、製品安全協会では、現在、海外製品も含めた基準の統一化に向けて、基準の見直しに着手されています。

海外の安全に関する規格基準の状況では、アメリカでは任意規格が今年９月より強制規格化されるほか、韓国では強制法規が、欧州では任意規格が発効されております。

このように製品への安全対策が講じられながらも転落事故が起きているという状況を

受けまして、安全対策をさらに強化する必要があることから「抱っこひも等の安全対策」を本協議会のテーマと設定しました。

資料の右側をご覧ください。本協議会では、抱っこひも等からの転落による被害状況等の実態を把握し、事故防止対策をご検討いただき、本年12月までにご提言をいただきたいと考えております。また、協議会への議論の材料となるように、国内外の事故状況や安全基準の状況を調査するほか、アンケート調査を行って抱っこひも等の使用実態や事故状況、ヒヤリ・ハット事例の把握をします。さらに事故の再現実験により、転落による被害状況や製品機能の検証などを行う予定です。

協議会の検討内容については、最終的に提言という形でとりまとめていただくことになりますが、都としては、この提言に基づき、消費者に対する安全対策の注意喚起や、事業者団体や関係機関等に対し情報提供や要望を行いまして、商品改善や安全な基準づくりの促進など、抱っこひも等の安全対策が推進されることで、事故の未然、再発防止につなげていきたいと考えております。

テーマの背景と協議会の流れは以上でございます。

続きまして、８ページ、資料３をご覧ください。こちらの資料はアップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社、コンビ株式会社、株式会社ダッドウェイのメーカー３社さんと、販売店代表として株式会社赤ちゃん本舗にご協力をいただきまして、国内の抱っこひも等の市場と安全対策についてまとめたものです。

まず最初に、抱っこひも等の使い方の種類について、図をご覧ください。①から⑤のうち、１つの使い方だけのものが専用タイプ、２種類以上の使い方ができるものが多機能タイプで、現在は多機能タイプが主流となっています。多機能タイプは、成長に応じて、また状況に応じて抱っこやおんぶを使い分けることができますが、機能が多くなると使用方法が複雑化する傾向も見られます。また、各製品はＳＧ基準や海外の規格基準に基づいた仕様となっています。首の据わらない４か月未満の乳児は、ＳＧ基準では横抱きとし、海外の基準では首を支える機能を持たせて縦抱きとなっています。それぞれに乳児の首や体に負担をかけないこと、開脚姿勢で自然な状態を保つなどの考えによって設計されています。

それでは、９ページをご覧ください。抱っこひもの国内市場ですが、年間販売数で80から100万個と推計されており、近年の出生数が100から110万人であること。また、兄弟の間で「おさがり」の利用も多い製品であることから、１家庭で２個以上所有するケース

も多いと思われます。近年、欧米製品の人気が高く、市場のシェアは50％と推定されています。また、抱っこひも全体に占めるスリングのシェアは１割程度と推定され、10年ほど前をピークに減少傾向にあります。

（2）の「抱っこひも等の安全対策」ですが、国内メーカー製品はＳＧ基準をベースに対策されており、ＳＧ基準では転落防止対策として、前かがみや両手の上げ下ろしなど、動作をした時に乳幼児の転落が起きないことをダミー人形で確認することや、留め具を二重にして１つ留め具が外れても、乳幼児が転落しないこと、さらに転落に関する注意事項を本体に表示することと取扱説明書に記載することが規定されています。

また、欧米メーカー製品は、ASTM規格やEN規格といった海外の規格や基準をベースに対策されています。メーカー各社では、これらの基準をベースに、さらに厳しい自社基準を設定しているところもあります。

メーカー各社の取扱説明書や製品本体には、転落防止に関する注意事項が示されていますが、資料の例示のように、前かがみなど無理な姿勢をしないなど、実際の使用においては守るのが難しい内容があったり、また、抱っこからおんぶへの移動を禁止している製品がある一方で、抱っこからおんぶへの変更方法を説明している製品もあるなど、内容は各社によって異なる部分があります。また、安全面で懸念される事項として、インターネット販売などで並行輸入品を購入するケースでは、日本語の取扱説明書がないなど、安全な使用方法が消費者に伝わりにくいことがあります。

続きまして、12ページ、資料４をご覧ください。国内及び海外の抱っこひも等に関する事故事例についてご説明します。

13ページをご覧ください。まず、国内の事故事例ですが、事故の中でも入院を要する重症事例について、各データソースごとに抽出し表にまとめました。なお、調査対象はＳＧ基準の最終改定年である平成21年以降としております。

①の日本小児科学会のInjury Alertの事例は、親が抱っこしながら財布をとろうとして前かがみになったところ、ひもの脇から子供がコンクリートの地面に滑り落ち、４か月児が外傷性くも膜下出血で５日間入院した事例です。普段はダウンジャケットを着た状態で使用していたようですが、この日はジャケットを着ていなかったことでひもが緩くなってしまっていたようです。

②の東京消防庁管内の救急搬送事例では、入院を要する中等症以上の事例が12件ありました。１か月、２か月の低月齢児の事例が多く、頭部を受傷する事例が目立っています。

事故時の状況は、ひもからすり抜けたもの、抱っこやおんぶをしようとした時や、おんぶからおろそうとした時のほか、事例８のように、おんぶの状態で洗濯物を干している際に、10か月の子供が自分からはい出してしまい転落したというものもありました。

③の国立成育医療研究センターの受診事例では、13件の入院事例がありました。やはり低月齢児に集中しており、特に１か月児の事例が半数以上を占めています。いずれも頭部を受傷し、骨折や外傷性くも膜下出血の被害となっています。

事故時の状況は、事例１から３のように、親が体をねじったり、前かがみになって姿勢を変えた時や、15ページの事例４のように、おんぶをしようとしてうまくいかず、四苦八苦しているうちに子供が落ちてしまったもの、16ページの事例12のように、授乳のために抱っこひもを緩め、それを戻すために留め具を付けかえた時に、子供が横からすり抜けて転落してしまったというものがありました。

17ページに参考として、日本小児科学会Injury Alertからスリングによる窒息事例を掲載しました。抱っこひも等に関する事故では、転落だけではなく、窒息や親が転倒して子供が受傷する事例などもあります。今回は参考として掲載しました。

なお、窒息による死亡事故については、乳児突然死症候群など、ほかの要因との区別が明確でない部分もあり、本協議会で対策を検討するのは困難であるため、本協議会では転落事故に焦点を当てて議論を進めてまいりたいと考えています。

18ページをご覧ください。次に、都が把握した平成21年以降に発生している116件の転落事故事例について、データソースごとに分析した結果をご説明します。

①の日本小児科学会の事故については、先ほどご説明したとおりです。②の東京消防庁管内の救急搬送事例62件について、月齢別、抱っこかおんぶかの区別、転落時の使用状況を分析しました。事故の発生は、１、２、３か月の低月齢児の件数が８件、４件、７件と多いですが、４か月以上の各月齢でも一定件数が起きていました。また、括弧内に示しました入院を要する重症事例については、１、２か月の低月齢児に集中していました。「抱っこ」、「おんぶ」の状況は、「抱っこ」がやや多いものの、「おんぶ」での転落も半数近くあることがわかりました。転落時の状況は、「着脱時」が最も多く、28件で半数近くを占めており、続いて「留め具の外れ」、「前かがみ」、「すり抜け」の順でした。

19ページをご覧ください。けがの程度は「中等症以上」の入院事例が12件あるのに対して、入院を要しない「軽症」が50件でした。

③は国立成育医療研究センターの受診事例52件について分析した結果です。発生件数

は１、２、４か月の低月齢児と、７、８か月児に多く見られています。また、入院を要する重症事例は、１～４か月の低月齢児に集中しています。こちらは抱っこの割合が多かったのですが、これはまだ首が据わらない、おんぶができない４か月未満の乳児の事例が多いためと考えられます。転落時の使用状況では、「着脱時」が29件で半数以上あり、続いて「前かがみ」、これも抱っこが多いためと考えられます。その次に「ひもや留め具の外れ」、「すり抜け」はいずれも５件でした。

20ページをご覧ください。けがの程度では、先ほどご説明した入院事例の13件のほかは、通院を要するもの、応急処置後、近医に運ばれた事例、経過観察が合計39件ありました。

次に、④の全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）データの分析です。消費生活センターに寄せられた相談のうち、実際に転落したという相談事例は、平成21年以降は１件だけでした。事故件数が多いにもかかわらず、相談件数が少ないことは、使用者が自分の不注意、誤使用が原因と考えて、消費生活センターへの相談につながっていないことが考えられます。

21ページをご覧ください。次に、（3）東京都が今年１月に実施しました乳幼児の転落・転倒に関するヒヤリ・ハット調査の中から、抱っこひもに関する情報についてご説明します。

調査の結果、3,000人の保護者のうち、「転落の危害・危険の経験がある者」が２％で54件、「ヒヤリ・ハット経験がある者」が７％で212件でした。この設問では、家の外での経験のみ尋ねていますので、屋内の事例を設問に含めれば、さらに多くの人が転落の危害・危険、ヒヤリ・ハット経験をしていると考えられます。

22ページをご覧ください。けがをした54人の子供の年齢は、０歳、１歳に集中していました。また、事故事例の詳細が得られた30件について分析したところ、「おんぶ」が21件と全体の７割を占め、使用状況では「着脱時」が19件と全体の６割を占めました。

以上の事故事例の分析結果をまとめますと、転落事故は低月齢児に多い傾向があり、入院を要する重症事例は、特に４か月以下の子供に集中しています。ただし、４か月以上の各月齢でも起きており、件数は少なくなりますが、１歳以上の子供でも起きています。また、抱っこおんぶ両方の使用で事故が起きており、その時の状況は「着脱時」が最も多く、次が抱っこでの「前かがみ」、次に「ひもや留め具の外れ」とすき間からの「すり抜け」が同じ程度発生しています。

24ページをご覧ください。２の海外の事故事例です。

（1）のアメリカですが、日本の消費者庁に当たる消費者製品安全委員会（CPSC）では、ベビーキャリアの種類を写真の４つに分類しており、本協議会で対象としている抱っこひもとスリングは、別々に分類されています。写真の一番左側にある、やわらかい抱っこひもに関して情報を整理したところ、①にありますように、1999年から2013年までの14年間で、CPSCは、消費者から124件の事故報告を受けています。なお、これらの件数には、転落のほか、親の転倒による子供の受傷、窒息の事故も含まれており、転落だけの事故情報を入手することはできませんでした。死亡事例は４件で、いずれも窒息によるものでした。

25ページをご覧ください。②のリコール情報に伴う事故情報は、表２、表３にありますように、1999年から2013年までに約130件の事故が報告されており、1999年のリコール情報では、乳幼児が落下して７件の頭蓋骨骨折が報告されています。

26ページの（2）オーストラリアでは、国レベルの事故情報はありませんでしたが、クイーンズランド州から、抱っこひもに関連して３人の死亡事故が報告されています。１件は窒息で、そのほかの詳細は不明でした。

27ページの（3）で欧州、中国、韓国を調査しましたが、いずれも事故情報やリコール情報は入手できませんでした。

次に、資料５「抱っこひも等に関する海外主要国の法規制・任意規格及び政府・業界等の安全対策の取組状況」についてご説明いたします。

29ページをご覧ください。アメリカでは、24ページの図でお示ししたベビーキャリアの分類ごとに、ASTMという任意規格が発効されています。そのうち抱っこひもについては、消費者製品安全性改善法により、ASTM規格と同じ内容を強制規格化することが承認され、今年の９月に発効されることになっています。

ASTM規格の概要を30ページから31ページに載せております。ASTM規格では、転落防止に係る試験方法と注意喚起表示の例が決められており、下線部が関連する部分になっております。

32ページをご覧ください。③にありますように、JPMAといった業界団体がASTM規格に適した製品に認証シールの付与を行ったり、④のBCIAといった業界団体により、法に基づく消費者登録カードの運用プログラムの提供が行われています。

（2）のカナダでは、規格等はありませんが、政府により、製品事故情報の提供や製品の正しい使用方法など、啓発活動が行われています。

33ページをご覧ください。（3）の欧州では、EN13209-2:2005といった任意規格が発効されており、イギリス、フランスなどのＥＵ加盟国で国内規格化が図られています。規格の概要を33ページから34ページに掲載しております。

35ページの（4）オーストラリアでは規格等はありませんが、カナダ同様に政府や民間団体による安全対策の啓発活動が行われています。

36ページ、（5）韓国では強制法規があり、法律により幼児用キャリアの安全基準が定められています。37ページにかけて基準の概要を掲載しております。また、政府より注意喚起情報が提供されています。

（6）の中国では、規格等はなく、策定の動きもない状況でした。

以上で資料２から資料５の説明を終わります。

○持丸会長　ありがとうございました。それでは、検討に入りたいと思います。

まず、今日は第１回ということもありまして、今ざっと資料を見ていただいた上で、ちょっとわからないところ、ご不明な点だけ全体からお伺いして、その後、大変恐縮ですが、ご指名の形になりますけれども、順繰りにご意見等を伺ってまいりたいと思います。

というわけで、まず、ざっと説明いただいた資料について、ご質問、不明の点等あれば、そこからお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、この後少し順繰りにご意見、ご発言をいただきたいと思います。もちろん、その中で質問を含めていただいても構いませんが、それぞれのお立場でご意見をちょうだいできればと思っております。

まずは、事業者の方々のほうから、直結しておりますので、ぜひご意見をちょうだいしたいと思います。全国ベビー＆シルバー用品連合会の宮内委員のほうからお願いいたします。

○宮内特別委員　宮内です。座ったまま失礼いたします。

今、全部説明を受けまして、あまりにもでき過ぎているなと、ここまで調べ上げてあるのかというのが率直な印象です。非常にありがたいことですけれども、ここに製品安全協会（ＳＧ）さんもいらっしゃいます。我々もＳＧさんと一緒に今まで子守帯、抱っこひもの検討を年何回かしてきました。

一番懸念するのは、事前にも東京都さんにお伝えしたのですが、ダブルスタンダードにならないこと、お互いに言い分が違うものが世の中に出ることは避けましょうという方向で安全啓蒙活動に突出して、いろんな事故事例から判断し、当然、ＳＧの中でも判断し

てきたんですが、そこら辺でちょっと変にクロスしないような形でうまくコメントといいますか、方向性を見出せたらなという形で考えています。

私のほうは、個人的といいますか、業界団体としましては、今５つある業界の事務局として私は動いています。その中には、東京都育児乗物工業協同組合、東京都さんと直結するような活動をしたり、中にはベビーカー、ベッドとか、いろんなカテゴリー別の専門部会、協議会を普段やっています。

今回、子守帯という形で、この場に参集いたしましたので、これから私なりにいろいろ質問していくと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○持丸会長　宮内さん、ありがとうございます。

今もお話しいただきましたように、製品安全協会というか、ＳＧマークのほうでいろいろご検討いただいていて、宮内さんも、そちらのほうにご参画ありがとうございます。

○宮内特別委員　私どもは１年前の準備段階から。

○持丸会長　ダブルスタンダードというのは、ＳＧは一つの任意団体ですけれども、そこで、一応、今こういうものの規格を考えておられて、業界中心に進めておられる中で、また別のものがアナウンスされてしまうと消費者側もすごく混乱をする、これがダブルスタンダードですね。そういうところをうまく協調しながらやっていくようにしていただきたいというような話です。

ちょっと私から。今ＳＧマークの検討のほうはどんな状況になっているのでしょうか。

○宮内特別委員　ちょうどＳＧさんもいらっしゃいますので。

○持丸会長　では、そちらはまた別に伺います。

○黒川特別委員　いいですか。

○持丸会長　もしあれば。

○黒川特別委員　製品安全協会の黒川です。

現在、ＳＧマークの貼付率なども、以前は50万台以上実績があったのが、年々減少してきていまして、これは、このデータにもありますように、やはり海外製、こちらのシェアがかなり増えていまして、協会としましても、海外製の規格などを参考に、適応年齢を引き下げる方向で今検討していまして、今のところ、秋ぐらいに基準改正を終了したいと考えております。

○持丸会長　わかりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、メーカーさんのほうでアップリカ・チルドレンズプロダクツ

株式会社の西蔵委員、お願いいたします。

○西蔵特別委員　子守帯に関してなんですけれども、今、国内で売る分というのは、ＳＧマークというのがすごく重要視されていまして、あと、こちらの資料の37ページのところにありますけれども、（６）番のところで、中国に対して強制法規はないのですけれども、中国でデパートとかに売る時というのは、日本のＳＧマークというものが、一つの証明になっていまして、それがないと入れてもらえないということがありまして、すごくＳＧマークを重視されているということがあります。

あと、海外の規制に関してでも、うちの商品もいろんなところで売りますけれども、いろいろと参考に、ＳＧマークだけじゃなくて、いろんなところを見ながら商品をつくるようにしています。以上です。

○持丸会長　どうもありがとうございます。

続きまして、コンビ株式会社の森口委員からお願いいたします。

○森口特別委員　コンビの森口と申します。

今回は転落がメインということで、弊社がいつも確認している内容としますと、ダミー人形と実際のお子様でのモニター確認を通しまして、装着のお子様の乗せおろしですね、そちらの安全性の確認ですとか、あとはＳＧ基準の中にもあります様々な姿勢をとった時と、１つ拘束具をとった時の安全性の確認などを行って、弊社の製品で具体的に言うと、ホールドカバーとか、ホールドベルトといったお子様の体を保持する部品を設けまして、乗せ下ろしの際や装着している間の安全性を確保しております。

今回、アンケート結果を見ると、着脱時の転落事故というのが非常に多いことに驚いているのですけれども、やはりある程度の誤使用を想定しながらのものづくりというのが重要というところと、あと子守帯というのが、高い位置でお子様を抱っこするという製品なので、注意をしないと転落につながってしまうというユーザーへの意識付けというのも非常に重要なのかなと思いました。以上です。

○持丸会長　ありがとうございます。

続きまして、株式会社ダッドウェイの布施委員のほうからお願いします。

○布施特別委員　我々基本的には海外製品になりますので、基本的には海外の安全基準を通ったものになります。しかしながら、日本で販売するに当たっては、やはりＳＧの規格を通すということが重要になりますので、認証のマークはとっていませんが、準拠試験を行い、安全性の確認をとっております。海外のメーカーなので考え方が基本的に向こうの

考え方に近いものがあり、我々もそれに準ずる考え方をするところがあります。安全ですとは言い切らないところがありまして、やはり落下の危険、窒息の危険ということが明確にあるということを伝えた上で使っていただくということが重要になるので、これを使えば、お母さん、お父さんが全く安心・安全ですよというところのスタンスに立つと、やはり立ち位置を間違えてしまうのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○持丸会長　ありがとうございます。

ちょうどいただいたご発言をそのままお借りするようですけれども、こういう安全の議論をしていく時に、消費者団体の方も中立者も来ているということは、どなたか１か所だけですべてを担保するのは、意外と全員に不合理なんですね。消費者の方々にとっても、いつの間にこんなに複雑で高いものになってしまったのというのは非常に不合理で、そうは言いながら、森口さんでしたか、こんな使い方で事故が起きているんです、という情報だけは共有して、できる限りより安全なものを、そして残留リスクというのですけれども、まだこういう使い方に100％対処しきれていないというところについては、使い方の注意をいろんな形で促していくと、そういう形でお互いに進展できるといいなと思っております。

また重ねてになりますが、ＳＧの今までの取り組み等について、何か追加でありましたら、黒川委員のほうからお願いいたします。

○黒川特別委員　いいえ。

○持丸会長　よろしいですか。

私からですけれども、今、既にあるのを改定していらっしゃると理解してよろしいのですか。

○黒川特別委員　そうです。

○持丸会長　改定はいつからスタートするのですか。

○黒川特別委員　２月からスタートしていまして。

○持丸会長　それが大体今年の秋ぐらいにはエスタブリッシュしようと。

○黒川特別委員　そうです。

○持丸会長　わかりました。ありがとうございます。

一応、これでざっとメーカーの方と、それから、メーカーと一緒にやっておられる製品安全協会の方のお話を聞いてまいりまして、少し中立側のほうのご意見を伺ってまいり

たいと思います。

製品安全協会絡みというわけではないのですけれども、越山委員から何かコメントをいただければと思います。

○越山委員　中立的な視点で今回の資料を見た段階での印象ですが、幾つかこれから議論していく上で解明していかなければいけない部分があると思います。

まず１点ですが、この委員会というのは、そもそも商品の安全問題に関連するところです。しかし、事故の報告の中で、この事故レポートをどう受け取っていいのかちょっと疑問に思うところがあるので、コメントさせていただければと思います。

通常、どんな製品、特に赤ちゃん用品もそうですけれども、事故の集計は、議論の発端点として出てくると思います。通常ですと、国民生活センターのPIO-NET情報のように、商品に安全上の問題があるのではないかという報告が多く寄せられたものから議論するケースが多いと思います。しかし、今回、PIO-NETさんの事例が１件だけで、あとは消防庁さんだとか、病院データが主です。これをどう受け取っていくのかという点があります。それらの原因は、誤使用ではないかとの意見や、消費者は落下のリスクがあることを承知で利用すべきとのお話がありましたが、そもそもお母さん方というのは、落下のリスクがあると思いながら使うわけではないと思います。この事故の多さというのはたまたまなのか、それとも使い方 ― 普通に使っているが、ある条件では落下しやすい場合がありうるということを示唆するものであれば、真摯にこの情報を受け止めて、事故の低減だとか、リスクの低減につなげていく必要があるように思います。この事故情報に関して、さらにもう少し詳しく、実際のユーザーの声だとか、東京消防庁さんの事故の詳細な部分がどういうふうになっているのか、そのあたりについて解明していきながら、検討していくようご配慮いただければと思います。

以上です。

○持丸会長　ありがとうございます。

越山委員のご指摘は、PIO-NETにあまり件数がないのに、ほかのところにはわりと件数があるので、もうちょっと事故対応をはっきりさせたほうがいいと。

○越山委員　そもそも何でPIO-NETさんだとか、国民生活センターさんのほうに報告がほとんどなくて、それ以外のところに多いのか、この状況をどう受け止めていいのかなというところが議論の発端点として重要なところだと思っております。

○持丸会長　なるほど。どうぞ。

○宮内特別委員　一つは、多分、誤使用だと、自分が、使っているほうが理解してしまっているという、そのこともあるということと、例えばお医者さんでも、消防さんでも、仮にそこでヒアリングされて、何かなかったですかと聞かれた時に出てくる内容ではないかなという理解をするんですね。ですから、本当に製品上の欠陥とか、仮にトラブルがあったら、当然、告訴までいくような内容で取り上げますから、絶対そういう段階にいくと思うのですけれども、この状況を見ている限りは、自分に非があるという、ちょっと言い方はなんですけど、多分、そちらのほうの思いがかなり強くて、現実に我々の業界団体で調べていても、誤使用というのは非常に多い。それは間違っていますねというのが多い。その誤使用の多さというのは、いろんなメーカーさんがいるのですけれども、一つは、メーカーさんの責任もあるというのは、非常に取説がわかりづらい、ちょっと読む気がしないような冊子になっているとか、あとは現実にこちらのホックを外して、こちらに付けてスライドさせて入れて、それで３ウェイですよ、４ウェイですよという、いろんな形状に変化させる。非常に複雑ですね。私らも何回かやっても、すぐ忘れるようなことがありますから、そういったことはメーカーさんの責任ですよというと、そこですけれどもね。現実は多分、使用者側の何らかの非を感じますけれども、ということです。

○越山委員　そういうふうに断定していいかどうかはちょっとわからないので、ちゃんと調べていくほうがいいと思いますし、ここの事例の中には、おんぶひもが「切れて」とか、「とけて」とかというような報告もあるので、これらはすべて誤使用ですよと断定する根拠はないと思います。少なくとも、今言われたとおり、非常に操作が難しいだとか、わかりにくいという点があるのであれば、それを真摯に現実の商品の問題としてとらえて、改善につなげていくのが本来メーカーさんの務めではないのかと思います。

○持丸会長　ありがとうございます。

現実的な認識として消費者側が自分に責があると思っているがゆえに、製品事故として情報が上がってきにくいということは、ほかの製品でもよく見受けられますので、あり得る一つの説明だろうとは思っています。

私からメーカーさんにも、ほかの方々にもですが、「誤使用」という言葉について、世界的な状況をお話ししておきます。これは、非常に難しい言葉になっておりまして、私と越山さんが参加しているガイド50の中でも、misuse（誤使用）、intended use（想定された使用方法）の間に、easy foreseeable misuse（容易に予測できる使用方法）というのが設定されています。製品として想定された使用方法以外に、そういう使い方があり得る

だろうなということが想定できる範囲というのが常に用意されていて、さらにその外に誤使用が存在している感じになっているのですね。したがって、マニュアルに書いていないもの、これは要するにintended useではない使い方すべてが誤使用という表現ではなくなりつつあるということです。論理的にはこういう使い方をきっとしてしまうよねとか、した事例を結構聞いているよねというのがありますと、なかなかそこは誤使用と言いにくいグレーゾーンになってきています。ちょっとそこは越山さんから話がありましたように、そこのあたりをユーザーさんとメーカーさんでどうやってうまく折り合って減らしていくかというのが一つの論点になろうかなと思います。

越山委員、どうもありがとうございました。

続いて、山中先生からもお願いいたします。

○山中特別委員　医療現場にいますと、抱っこひもからの転落とか、抱っこひもに入れていて、どこかにぶつけるというのは日常的に経験しているんですね。Injury Alertの事例は私がまとめたのですが、我々の医療現場では、皆さん方の話題にはならないと思うのですが、１か月～４か月の子供が頭部外傷でやってきた場合、まず疑うのは虐待です。この事例をわざわざ載せたのは、これは公衆の面前、すなわち、空港の券売機の前で事故が起こったからです。そばにいた人が救急車を呼んだということで、これは虐待ではなく事故ということがはっきりしているから取り上げた事例です。抱っこひもからの転落の救急搬送事例の中には、ひょっとすると虐待である可能性もあるのです。虐待した親たちはいろんな説明をします。抱っこしていて落っこったとかですね。

ということで事故の細かい状況が書いてありますが、ほかの事例でも、これは虐待ではないのかと突っ込まれる事例は幾つかあるだろうと思っております。今回の事例とは直接は関係ないのですけれども。

先ほど誤使用の話が出たのですが、我々現場にいる立場からすると「誤使用が非常に多い」というのは、誤使用ではなくて、当たり前の使い方をしたから非常に多いのだと思うんですね。誤使用というのは滅多に起きないことについて言う話です。多いというのは誤使用ではなくて、それは製品そのものに問題があると私たちは思っているわけです。なぜPIO-NETや国センに情報がないかというと、それは親たちが事故について訴えるような時間も余裕もないからですね。「私が見ていなかったから」、「私さえ気をつければ」と保護者は思っているからです。事故が膨大な数に上っているのであれば、それは製品が悪いんだと私たちは思っております。「誤使用が非常に多い」というのは、言葉づかいとし

てあり得ない矛盾を含んでいるような気がしております。

以上です。

○持丸会長　ありがとうございます。このあたり、これからゆっくりと議論を進めてまいりたいと思います。

続きまして、その事例をいろいろちょうだいしておりますが、消防庁の田島さんからお願いいたします。

○田島委員　まず、これは東京消防庁の約５年間の救急搬送事例から引いてきたのですけれども、救急の一般的な概要からいいますと、都内、昨年74万9,000件です。これは過去５年間ずっと増加の推移にきていまして、内訳を見ますと、例えば、ある病気があって、それが発症して病院に行きたいという救急、急病ですね。それと、交通事故でけがをしたという交通関係の救急案件、あと作業現場などで労働災害関係、あとは一般の負傷で転んだ、けがした、飲み込んだ、ここでは落ちるとかの一般負傷ですね。それと、転院搬送といいまして、大きなＡ病院からＣ病院に移るとか、逆に小さな病院から総合的な大きい病院に移る転院搬送ですね。

そういう種別がある中で、私どもの部署では、救急の74万9,000件のうち、日常生活事故、家庭内で起きるであろう事故を対象に分析を行っています。東京で年間約12万件が日常生活で起きる事故です。この事故は、避けようと思えば避けられた事故です。ある意味、健康な方が普通の日常生活を営んでいる方が救急を要請せざるを得なかった事故。そのうち、65歳以上の高齢者の事故が約６万件あります。体の元気なお年寄りが家の中で転んだとか、そういう事故が非常に多いんですね。高齢者でも病気のない元気な人もいますので。それと、０歳～５歳の乳幼児の事故が約9,000件あります。これは子供が悪いというか、周りの親がちょっとケアすれば、その中から今回５年間で約62件、そのうち12件が中等症以上で出させてもらったのですが、私の感想では、62件よりも本当はもっと多く起きているのだと思います。ただ、病院に行く必要があるかないか、ちょっと泣き止まないとか、こぶが出た、出ていない、顔色が蒼白してきたとか、親が心配でとか、その理由はどういう理由かわかりませんが、とりあえず、出しました救急での要請がこれなので、もっとバックボーンは、ヒヤリ・ハットも含めればあるんだと思います。

私どもの立場からいうと、今回もこの協議会を通じて、製品の取り扱い、ご理解が十分ではない部分は、事例を含めて周知を図るということはすごく大事だし、また一部製品の改良とか、基準改正に結び付けば、より一層いいことだと思いますし、まして、今、子育

ての若いパパ・ママの、区市町村で生まれる前に講座とかいろいろありますよね。そういうので繋がっていけばいいと思いますし、消防の立場から、そういうものの普及とか、事例を周知して再発防止をというのは、なかなかできる専門の部署ではないので、そういうものが世に広まれば、救急件数も抑えられるのではないかと思っていますので、ぜひこの協議会に期待をしている次第でございます。

○持丸会長　ありがとうございます。

また後で議論をいたしますけれども、やはりこういう事案というのは、ある意味では、今までなかなか表に出てきにくかった、統計上も出てきにくかった。特に私と山中先生で医療系のデータを見ておりますと、わりとこういうことがよくありまして、別にいい悪いの話ではなくて、NITEさんとか、どちらかというと、製造業系で上がってくる事故にあまり顕在化していなくて、病院とか、消防とか、別のラインで上がってくる事故データが結構多いというようなケースは時々ございます。こういう時でも、いずれにしても、事故は何らかの形で起きておりまして、それに対して、今、誰の責任かという問題ではなくて、どうやったらば、頻繁している事故をうまくお互い減らすことができるだろうかという観点で、最初に申しました業界としてできること、それから消費者へのプロモーションとしてできること、あるいは先ほど黒川さんにご発言いただきましたけれども、何らかの標準という形での安全規格としてできること、というあたりをうまく模索していければなと思っております。

どうもありがとうございました。

それでは、少しここから消費者団体その他の方々のご意見を伺ってまいりたいと思います。

全国消費生活相談員協会のほうから鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員　鈴木でございます。今回のこの協議会の議題であるおんぶ・抱っこひもなんですけれども、やはりデータから見て病院とか、消防庁にはこれだけのデータが上がっている。しかしPIO-NETのデータを見ると消費者現場に少ないというか、ほとんどないという現状は、やはり、今、越山委員とか、山中委員がおっしゃたように、消費者の意識が「ちょっとしたミスだった」、「自分のミスだった」、「取り扱いの方法がちょっとまずかったのか」という感じを持っていらっしゃるのではないかと思います。重篤事故になれば別ですが、おんぶひもに関しましては、あまり長い期間使うものではないという意識があります。それと、ファッション性が今、意外と重要視されておりまして、スリングのメ

ーカーさんのパンフレットを見ると、本当にきれいで、デメリットは一つも書いていない。とてもファッション性を高めたような感じのものが多いと感じています。ファッション感覚で利用しているがゆえに、ちょっとした使い方のミスでは、何かあったとしてもあまり意識していないのか、または危険だという意識がないのではないかと思われます。危険の意識があって商品がおかしいという認識があれば、PIO-NETのほうにも上がってくると思いますが、私もデータを探しましたがありませんでした。

ただ、２年ほど前に、国民生活センターが警告というか、ホームページで事故になりますよということは公表しています。しかし公表後でもそれほど相談がないという状況で、これからは私たち使う側の消費者の意識をもう少し高めていかなくてはいけないのではないかなと感じております。このような協議会で取り扱うということは、私たち消費者相談の立場から見ると大きな啓発活動になりますので、是非いい規格作りに向けて、業界と一緒にいいものをつくり上げていきたいと思っております。

以上です。

○持丸会長　どうもありがとうございました。

続きまして、国民生活センターの鎌田委員からお願いいたします。

○鎌田委員　鎌田です。今皆様から上がってきていますPIO-NETですけれども、確かに事例が少なくて、前回のこちらのほうで議論しましたブラインド等のひもの注意喚起の時も、ほとんどそういった事故例というのは、PIO-NETではないのですけれども、医療現場などにはたくさん入ってきているということですので、消費者の意識というよりは、そういう事故を少しでも少なくするには、やはり、これから検討されていくと思われます規格、あるいは使用実態に則したような基準を作っていかなければいけないと思います。赤ちゃんというのは親が意図しない動きをしたり、あるいは親もいろいろ忙しい中で子供を見ているということもありますので、子供がどういう動作をする、親がどういう動作をする、そういったところも踏まえた規格基準等を作っていただければいいかなと、この抱っこひもに限らないのですけれども、そう思っております。

○持丸会長　ありがとうございます。

それでは、もう少しご意見をちょうだいして参りたいと思います。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の釘宮さん、よろしくお願いいたします。

○釘宮委員　今、消費者が予期しない、そういう状態でいろいろ事故が起きているというようなお話がありましたけれども、製品の安全性が高まることによって事故が少なくなる

ということ、それはもちろん望ましいことで、ぜひそのような方向にいっていただきたいと思うんですが、消費者の側として、例えば、何を基準に選ぶのかとか、あるいは取扱説明書を読んで使っているのかという実態のところも今後検討していく必要がある部分ではないかと思っております。

今回何人かユーザーの方にお話を伺ったりしてから、こちらに臨んだんですけれども、例えば、何を基準に選ぶかといった時には、「ほかのお母さんが使っているから」とか、あるいは「見た目がかわいいから」ということで選ばれるというようなお声がございまして、そうすると、安全性が高いから、あるいはＳＧマークが付いているから選ぶということには、現状、お母さん方としては、そういう形で選んでいない場合が恐らく多いのではないかということがございます。

また、取扱説明書ということに関しても、読みましたかというふうに私があるお母さんに伺ったところでは、ほとんど見なかったと。ただ、その製品は抱っこも、あとおんぶもできる製品なので、後ろにひっくり返すところはかなり難しいという話をほかのお母さんから聞いたので、そこのところだけは見ました、あとは、動画がネットに上がっていますので、それを見て自分で会得をしてやりましたというお話がありまして、取扱説明書にきちんと記載をしたり、注意事項を本来表示することも、もちろん重要ですけれども、何か視覚的にパッとわかるような形での注意喚起の仕方というところも、もっと工夫していかなければいけないと思います。

あと、先ほどの報告書にあったところでは、ネット通販を通じて買われる方が今非常に増えているところで、今後どういうふうに安全性情報を伝えていくかということも、一つ問題として挙がると思います。

また、海外製品、今非常に人気があるということなのですが、そういったものが正規のルートではないところでネットで売られたり、そこには日本語の説明書が付いていないということもあったりして、今後アンケートの内容などについてもいろいろと検討していくのだと思うのですけれども、どういう形で安全性の情報、使い方、そういったことを伝えていくのか、それをどういうふうに消費者がキャッチして、それを実行に移していくかというところを、今回のこの協議会を通じて、ぜひいろいろな形で検討していくことができればと思っております。

以上です。

○持丸会長　ありがとうございます。

引き続き、いつもお世話になっております、みらい子育てネットの小林さんからお願いいたします。

○小林特別委員　今回、抱っこひもの件でお話をいただいてから、お母様たちをよく観察させていただきましたが、お子さんを扱うときに、ほとんどのお母様たちがしゃがむ、あるいは腰掛けるという動作をしないで、立ったまま行動するということに気づきました。

例えば抱っこの態勢からおんぶに変えましょうというときも、立ったままです。見ていてハラハラ、ドキドキ。それは、製品そのものがよくできているか、できていないかという以前の問題です。製品の取扱説明書をきちんと読んで、そしてそこに書かれている安全な使い方をきちんと実行しましょうということを申し上げることはとても大切なことですが、それ以前に、子育ての先輩として、近所のおばさんとして、子育てと子供たちを見守っていく活動者の立場として、やはりベビーの、子供たちの命をもっと大事に扱ってほしいと声を出し続けなければならないですし、大事に扱うために、お母さんやお父さんがどのように行動したら良いのか、製品がどのようにできていたら良いのかを考えていきたいと思います。

それは当たり前のことですが、お互いにそれぞれの立場でいろいろなことを考えてみる、振り返ってみるということはとても大切なことだと思います。私どもでは、こうした事故事例を引いて若いお母様たちとの会合があれば、くれぐれも気をつけてね、ちょっと腰かけてやってね、ちょっと座ってねと声をかけながら共に考えられると思います。そうやって一言でも、そのことが言えるお節介な地域の人たちが増えていって、そして、みんなで子供の命を大切に育てていくという姿勢ができるといいなと感じているところです。

本当に大きな問題だと思います。若い世代のしぐさそのものが昔とは違っているところは、メーカーさんにもぜひぜひ考えていただきたいと思います。それは善し悪しの問題ではないので、お願いしたいと思います。

○持丸会長　ありがとうございます。

私からコメントは、本来はすべきでないかもしれませんけれども、子育ての環境が変わっていて、ライフスタイルも変わっています。従来危なくなかったものが、ほかのものと組み合わさったり、ライフスタイルが組み合わさることで事故が起きてくるというのはあります。メーカーさんからしてみると、何で？という気もしますけれども、とにかく事故は実際起きているわけです。それに対しての対処はいろんな方法があり得て、もちろん消費者の方々、それから都とかが啓蒙していくというのも一つなのですけれども、私、デザ

インをやっている研究者として申し上げますと、便利になって安全に見えるものというのは、実は結構危ないことがありまして、安全に見えることそのものが、ちょっと厳しいことを言いますと、罪だったりすることがあるんですね。本来それがすべて安全ならともかく、安全そうに見えて、そういう状況でも使えそうに見えるということは、意外と、そういう状況で使えてしまえるんだと思わせてしまうことがありまして、これは責任といってはちょっと厳し過ぎる言い方ですけれども、デザインの一つの罠みたいなものなんですね。

そういうようなところも含めながら、使い方を見せること、それから、変な言い方ですが、そういう使い方をしないようなデザイン、なるほどな、それは危なそうだなと思えるようなデザイン、危ないものは危なく見えるというのも、結構大事なポイントかもしれないと個人的には思っております。単なる意見です。

最初申しましたように、キッズデザイン協議会の小野さんは今日欠席ですが、コメントが事務局のほうへいっていると伺いましたので、できましたら紹介いただけますでしょうか。

○安全担当係長　小野委員のコメントをご紹介する前に、資料の訂正についてご連絡いたします。

資料19ページをご覧ください。19ページの下の表です。「転落時の使用状況（全52件）」という表で、一番下の欄、「その他・不明」が14件と記載されているのですけれども、こちら４件の間違いでした。申し訳ありません。修正のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、小野委員からのコメントをご紹介させていただきます。時間の関係でエッセンスの部分のみご紹介させていただきます。

「資料４の事故事例を見てみますと、製品そのものというより、それ以外の使い方から起こっている事故が散見されます。着脱の際であったり、抱っこからおんぶへ変えるタイミングであったり、鍵や財布を取ろうとする時であったりです。車の乗り降りの際にもこうした事故が起きているとも聞いています。

資料３の２ページ、メーカー各社による取説や製品本体への注意表示の例として「前かがみ等、無理な姿勢をしない。」とありますが、前かがみは通常の行動ではないということなのでしょうか。私には抱っこやおんぶをしながら、別の行動をしたり、別のことについつい気をとられてしまうことは日常的によくあることだと思っています。そこで、もし可能であれば、抱っこやおんぶをしながら行うありがちな生活のシ

ーンや行動を幾つか想定して、その安全対策を考えてみてはいかがでしょうか。企業の方は、当然、製品開発のお立場から、消費者の方は消費者教育の立場からです。

また、個人的な関心としては、抱っこひもの適切な装着状態とはどういうことなのか、基準や指標でもあれば教えていただきたいと思います。特に使用者の体型と製品サイズの適合性、あるいはサイズ調整機能が気になります。最近、製品は本当によくできていて、使いやすく便利になっています。だからこそ、多くの方が購入してお使いになると思いますが、男女兼用であったり、そもそも体型の異なる欧米人向けのものはどのようになっているのか、今回の検討を通して改めて消費者の方に安心感を持っていただきたいと思っています。」

以上です。

○持丸会長　ご紹介ありがとうございました。以上、小野さんからいただいているコメントでございます。

それでは、議論の最中にもありましたが、やはり消費者側の実際の使用行動であるとか、意識であるとかいうところは少し理解する必要がありますし、越山委員からもご指摘いただいたように、データを読むにあたっても、そのあたりのアンケートがどうしても必要になってくるだろうと思っております。これからそのあたりの資料６と７について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○安全担当係長　それでは、「抱っこひも等に関するアンケート調査（案）」と「事故再現実験（案）」についてご説明いたします。

38ページの資料６をご覧ください。１の本調査の目的ですが、抱っこひも等の使用実態、消費者の安全対策への意識、危害・危険、ヒヤリ・ハットの経験等を把握し、今後の検討に役立てることです。

２の調査対象と、３の調査方法ですが、都内及び近県に在住する抱っこひも等を使用したことのある、１歳から３歳の幼児を育てている２０歳以上の男女1,000人を対象に、インターネットでアンケート調査を行います。

39ページをご覧ください。まず、プレ調査を行い、調査対象者の絞り込みを行い、指定する条件に該当した方1,000人を対象に40ページ以降の本調査を行います。

40ページをご覧ください。まず、使用状況に関する質問として、（１）で使用している抱っこひものメーカー名、ブランド、抱っこの方法について聞きます。複数所有していることを想定し、（２）で２個目の抱っこひもについても同様の質問をします。

41ページをご覧ください。（３）で抱っこひもを選択する際に参考にした情報、（４）で購入場所、（５）で選ぶ時に何を優先したか、（６）で子供が何か月の時から使用したかを聞きます。

42ページでは、（７）で着脱をどこで行っているか、（８）で主に誰が使用するか、（９）、（１０）で取扱説明書をどの程度読んでいるかを聞きます。

次に、使用者の安全対策への意識に関する質問として、（１１）で抱っこひも等からの転落事故に対する認識度、（１２）で製品の注意喚起表示を意識しているかどうかについて聞きます。

43ページでは、（１３）で転落防止対策として何か注意していることがあるか、（１４）で安全な床材についての認識度を聞きます。

44ページからは、「危害」、「危険」、「ヒヤリ・ハット」経験に関する質問として、（１５）で経験の有無、（１６）でその時の被害の程度、（１７）で子供の年齢、（１８）で第何子か、（１９）で使用していた抱っこひもの種類、（２０）でその時の抱き方を聞きます。

45ページでは、その時の状況について。（２１）の選択肢と（２２）の自由記述方式により詳しい状況を聞き、（２３）で事故が起きた原因をどう思っているか聞きます。

46ページ、（２４）で、そうした危害等をどこかに報告したか、（２５）でその経験の後、抱っこひも等の使い方が変わったかどうか、（２６）で抱っこひも等の安全性について感じていること、行政やメーカー等への要望を自由記述方式で聞きます。

アンケート調査の説明は以上です。

続きまして、48ページ、資料７「抱っこひも等に関する事故再現実験（案）」をご覧ください。

１の実験の目的ですが、事故やヒヤリ・ハット事例、また、先ほどのアンケート結果を踏まえまして、抱っこひも等からの転落の状況を再現することで問題点と課題を分析し、今後の検討に役立てることです。

２の実施機関については、持丸会長が所属しておられる独立行政法人産業技術総合研究所にご協力をいただき実施したいと考えております。

４の再現実験の内容ですが、２つありまして、（１）の実験は、抱っこひも等の装着時の姿勢や動きによる転落の可能性を観察するものです。実験方法は、男女２人ずつの被験者４名に抱っこひもを装着してもらい、ダミー人形を抱いて様々な姿勢や動きをした時

に、ダミー人形が転落する可能性を黙視により観察します。

実験条件ですが、使用する抱っこひもは、先ほどのアンケート調査結果から使用実態の多いもの、危害・危険、ヒヤリ・ハット経験が多かったものから６種類程度を選定します。抱っこひもの装着状態は適切な状態と、通常の使用で考えられる程度の緩い状態の２通りで行います。ダミー人形は、ＳＧ基準の確認方法と合わせて新生児、６か月児、１歳児の３種類の試験用生体モデルを使用します。ダミー人形は実際の子供のように動かないことから、子供が動いた場合を想定して、通常の使用状況のほか、左右どちらかに偏った状態の場合についても実験を行います。

49ページをご覧ください。姿勢については、ＳＧ基準の認定方法に定められている１から６の指定に加えて、「７．前屈み片手の先を床につける」動作と、これ以外にアンケート調査の回答で多かった姿勢や動作を１種類ないし２種類追加したいと考えています。

次に、（２）の実験、転落時の衝撃度の計測についてご説明します。

この実験は、転落時の高さや床材といった条件を変えて、衝撃度の違いを計測するものです。計測方法は、衝撃度を測定するセンサーを搭載した頭部インパクタという装置を各床材に高さを変化させながら落下させ、物理シミュレーションソフトにより衝撃力値を計算します。実験条件ですが、床材は、家庭内と家庭外を想定し、資料にお示ししている６種類で行う予定ですが、アンケート調査の結果から、これら以外の材質も、回答があれば追加を検討いたします。高さについては、保護者が立っている状態からしゃがんだ状態を想定し、30㎝～160㎝の間で10㎝刻みの14条件で行います。

再現実験の説明は以上です。

○持丸会長　ありがとうございました。

というわけで、これから東京都のほうで実施いただくアンケート、それから、再現実験についてのプランをご紹介いただきました。

今日この議論をいただくと、次回の時には大体これが進んでいるということですので、コメントはぜひとも今日いただきたいと思っております。何かこの場でありましたら、ぜひコメントをちょうだいしたいのですが、いかがですか。

はい、越山さん。

○越山委員　再現実験に関して、教えていただきたいのですけれども、まず、私も以前から６か月とか、１か月のQTECさんで使われていますダミーを参考に、いろんな姿勢をとってもらって、落ちるかどうかという実験をやっていただいたことがあるのですが、その範

囲だとなかなか落下の再現ができなかったことがあります。お聞きしたかったのは、新生児というのは何か月くらいの赤ちゃんのダミーを利用するのかなという点が一点です、そして、衝撃実験でHICで衝撃を測ると言っているのですが、赤ちゃんの頭というのは、頭蓋骨もまだやわらかいので、通常の大人の交通事故での頭部衝撃の影響を評価する方法であるHICでどんなふうに評価することになるのか教えていただければと思っております。これは誰に聞けばいいのか。

○持丸会長　事務局が回答すべきかもしれませんが、事務局でありますか。

○安全担当係長　新生児のダミーについては、高研ベビーという医療関係の方が実習で使うような新生児の生体モデルがあるそうなのが、各メーカーさんでも新生児のダミーとしてテストで使われているということなので、そちらを予定しております。

○持丸会長　ちょっと私からも少し答えますが、ダミーについては、恐らくそんなような形で今あるものを運用しようと思っておりますが、先ほど雑談で話したので、議事録に残すことも踏まえて。

　実はダミーは関節が比較的かたいかもしれません。首がすわっているという意味では首がすわっているかもしれませんし、それから、この中にもありますように動きません。そういう意味で、暴れもしないのがかえって落ちにくいのかもしれないですね。そういう部分はあるなとは思っております。何かサジェスチョンありますか。

○越山委員、そこの部分はそのとおりだと思うのですけれども、お伺いしたのは、新生児というのは、生まれたばかりの赤ちゃんなのか、１か月目ぐらいのお赤ちゃんなのかという点です。

○持丸会長　月次でいって。これは何かわかりますか。使っていらっしゃる方。

○西蔵特別委員　高研ベビーは３キロだと思います。

○越山委員　３キロというと、生まれたばかりの体重ですよね。

○西蔵特別委員　そうですね。１か月。

○持丸会長　１か月ぐらいだそうです。

○越山委員　この事故を見ると１か月、２か月の赤ちゃんの事故が多いような気がするので、新生児（生まれたばかり）の３キロのダミー、これは私も実験する時にはそれしかないなと思ってよくわかっているのですけれども、今回やろうとしているのは再現試験なので、実際の事故が多い状況での再現を目的とし、１か月、２か月ぐらいの赤ちゃんが現状の製品で、どれくらいすり抜けやすいという状況があり得るのかという点を見れれば一番

いいかなと思います。

○持丸会長　なるほど。わかりました。

多分、ダミーとしては、現実的なものを使って、一応１か月程度ということではあるのですけれども、再現実験で、越山委員もなかなかうまくいかなかったということもあるので、少しシナリオを勘案しながらやるように指示はしたいと思います。

もう一件、ちょっと専門的な質問で、これも皆さんのご理解をいただくために、（2）のところに衝撃力（HIC）と出ております。これはHead Injury Criterionというものの略でありまして、これは越山委員からご指摘がありましたように、自動車の衝突衝撃が頭部にどれだけのインパクトを与えるかというものを調べる、非常に典型的な目安の指標になっております。

私、専門家として、２つのことを申し上げます。頭の衝撃はHICだけですかというと、そうでもありません。HICというのは、非常に専門的になるんですが、直接的に頭に一方向の加速度が加わった時の衝撃をよくあらわすと言われています。それに対して、一般論から言うと、頭がムチ状に、自動車が後ろから衝突した時であるとか、それから頭部がやられる障害としてはスポーツというのもあるんですね。そういう時は、頭の中が回転をします。そうすると、キャビテーションといって、脳の中に気泡ができて破裂してしまうという現象が起きるんですけれども、こういうのはHICではなくて、回転の要因が加わったファクターのほうが、より障害程度をよくあらわすという研究もなされています。ただ、今堅いものに直接ぶつかる時は、全体が回転する要素は小さいので、まず因子としては、HICというのは比較的合理的だというのが一つです。

２つ目、実は越山さんの指摘は、そちらではなくてHICでやった後どうするんだというところが一番大きいと思うのですが、HICというのは、ある数字が出ておりまして、今、細かな数字の単位は申しませんが、1,000という数字が一つの目安になっております。HICというと、1,000を下回れば大丈夫、そうでなければ危険があるということになっております。これは膨大なデータに基づくもので、HICが1,000を超えますと、急激に死傷率が高まるというのが自動車のデータであるのですが、これはご指摘のとおり、大人のデータです。子供の時に1,000でどうなったかというのは、あまりデータがないのが実態でありまして、一応、子供のケースはもっと本当はクリティカルなのだろうけれども、今、何も目安がないのも具合が悪いので、そのまま1,000という数字を使っています。一応、スケーリングというのは、大人に対して子供をスケーリングする研究がありまして、理論的には

スケーリングした結果、1,000でもそんなに外れていないという研究はあるのですが、多分そこがご指摘の点で、実は頭蓋骨がふにゃふにゃで、そのスケーリングは合っていないんじゃないのというと、それはそのとおりですと。学会でもまだその部分はございません。

一つ我々からエクスキューズを申し上げますと、とにかく、こういうものが社会の中でたまっていくには、ここにあるような条件でお子さんが落ちた時に、HICがどれぐらいになるかということをまず記録しておかないといけないのですね。それに対して、残念ながら不幸にして事故が起きた時、その時のHICは直接計測できませんが、何キロのお子さんが、どれぐらいの高さからここへ落ちたのなら、HICはこれぐらいだね。その時はこれぐらいの程度のけがが起きましたよというのが持続的に蓄積されていくと、子供の目安というのも徐々に改善されるかなというような思いでおります。

というのが、専門的になりますが、私からの回答です。

○越山委員　ありがとうございました。

○持丸会長　ほか、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

○鈴木委員　アンケートの中で、（４）に抱っこひも等はどこで購入されましたかという質問があるのですけれども、「メーカー・販売代理店のサイトからインターネット購入」というのも（エ）にありますし、（オ）に「メーカー・販売代理店以外のネット・通信販売業者からのインターネット購入」とあるんですが、最近、若いお母さんたちはオークションですとか、個人間取引とかあるので、それはここには入れなくていいのかということと、「その他」でもって書いてもらう予定なのかちょっとお聞きしたいなと思います。

○安全担当係長　こちらのアンケートの選択肢については、今、鈴木委員から指摘があったとおりで、（エ）については、メーカーの販売店、正規のインターネット購入、（オ）については、楽天とか、アマゾンとか、そういったところからの購入、オークションについては、「その他」の部分で回答していただくということを想定しております。

○持丸会長　よろしいですか。

○鈴木委員　はい。

○持丸会長　どうぞ。

○釘宮委員　質問ということではなくて、こういう項目もあるのではないですかという、ご検討をということなのですが、アンケートの中の（３）で抱っこひもを選択する際、どの情報を参考にされましたか。という中で、私が聞いた方の中には「芸能人のブログ」とおっしゃった方がいまして、インターネットの口コミサイトにも近いかなと思うのですが、

若干違うところもありまして、そういった声もありましたということで情報提供です。

あと（６）ですが、この質問についてなんですけれども、例えば、何人かお子さんがいらっしゃると、１人目はちょっとこわごわなので少し遅くから使い始める。だけど、２人目はもう既にあるので早く使い始めたというように、何人かお子さんがいらっしゃると、どの子供について言えばいいのというところが、迷うケースがあるようです。そのあたりを何か特定するのがいいのか、あるいは記憶がはっきりしているものを書いてくださいというのがいいのかわからないのですが、ちょっとご検討いただければというところがございます。

あと３点目ですが、これは７ページの（１５）あたりですが、「ヒヤリ・ハット」という言葉で、東京都のほうではヒヤリ・ハット経験についてアンケート調査を行われているので、そういうところで特に問題なく回答されているということであれば問題ないのですが、一般的な消費者としては、「ヒヤリ・ハット」と聞いた時に、何だろうなというふうに思われる方もいらっしゃるかと思いますので、そのあたりもご考慮いただければと思います。

以上、３点です。

○持丸会長　コメントありがとうございます。ぜひそこを踏まえて質問項目等を考えていただければと思います。

私もあちこち講演に呼ばれると、最近、イクメンパパのタレントと一緒になることがありまして、その時だけすごく参加者が多いんですね。意識は、産総研の話を聞くよりも、イクメンパパの話を聞くほうがよっぽど参考になると思っていらっしゃる方が多いのが事実だと思いますので、それは重要な情報源かもしれませんね。

ほか。すみませんが、宗林さんのほうから先に。

○宗林オブザーバ　私も子育てから大分過ぎましたので、現状を教えていただきたいのですが、この事故の状況を見ると、意外に目的があった時だけ使う、使い慣れていない、あるいは自分の子供に対して、どういうふうにフィッティングをするのかということ自体がおぼつかないような感じの事故が多いのかと思うのですが、この辺はどうなんでしょうか。

統計資料の中で使う市場の規模が大きくなって、使っている人が多くなっているというふうな数字が今書かれていますが、電車の中でそんなに見るわけでもないし、使い慣れていないというような、使用頻度を聞くアンケートの項目はないですが、そういったことというのはないのでしょうか。消費者が使い慣れていなかったりという、そんなイメージ

があるんですが、今の状況を教えていただければと思います。

○持丸会長　コメントだと思いますけれども、もしそのあたりも追加できるのであれば、確かに昔みたいに四六時中子供を背負っているわけでもないと思いますので、使用頻度、あるいは想定される使用場面みたいなものは聞くといいかもしれないですね。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○布施特別委員　抱っこひも等をどこで購入されましたか、何を優先されましたかという項目に、ほかのそもそもの事故原因のところであったかと思うのですが、正規品か並行輸入品かと取扱説明書の有無についての文言がやはり必要ではないか。正規品を買ったのか、並行輸入品を買ったのか。それにあと、オークションで買った場合には、取扱説明書が付いていたのか、付いていないのか。つまり、オークションで買って、全く取扱説明書もない状態で使われているものだったのか、日本語の取説がない英語の並行輸入品を買って使われたものなのかというのは、分析の中では必要になってくるかなと。事故要因の中の一つに書かれていましたし、それをここで区分けすることが今の質問項目からはできないので、そこを追加していただきたいと思います。

○持丸会長　ありがとうございます。

ちょっと私からお伺いしますが、消費者は答えられるんでしょうかね。

○布施特別委員　どこで購入されましたとか、何を優先しましたかのところで、正規品を買ったか、並行輸入品を買ったかというのをまず聞いていただければ。

○持丸会長　それは答えられるんですか。

○布施特別委員　通常答えられると思います。

○持丸会長　通常答えられる？

○布施特別委員　はい。

○持丸会長　マニュアルはわかりますよね。付いていたのか付いていないのかとか、日本語だったのかというのはわかりますよね。

○布施特別委員　基本的には、我々も、大体の正規輸入業者は、正規輸入品ですと大体の販売先でうたっておりますので、わかる方に関しては答えていただきたいというところがあります。正規品でのものなのか。

○持丸会長　少なくとも正規品か、並行輸入品かですね。

○布施特別委員　それによって日本語の取説有無というのが出てきてしまうので、全体的

な認識の違いがどうしても生じてきてしまうという部分です。

○持丸会長　私がいま一つ理解していないのですが、並行輸入品というのは何ですか。

○布施特別委員　基本的には、正規輸入代理店が輸入していない商品です。

○持丸会長　それはどうして存在しているのですか。

○布施特別委員　日本は並行輸入を認めているからです。海外で売っている正規品を日本に持ってきて販売することは、日本の法律で認められているので、そういったものが入ってくると思います。

○持丸会長　総代理店ではないということですか。

○布施特別委員　総代理店ではない商品というのが、海外で売られている正規品を日本に持ってきて輸入して販売することができます。日本はできる国なので、そういったものが入ってきてしまいます。そうすると、我々正規品を販売している業者の管轄でない正規品というのが存在するというのが厄介なところではあります。ですから、何年か前にマクラーレンさんが問題になった時に、それがやはり大きな問題になったと思うんです。

○持丸会長　なるほどね。折り畳みのね。

○布施特別委員　責任の範疇が、正規品の範疇、それから外れる並行輸入品の範疇というところでのものは、やはり大きな問題になってくると思いますので、そこは確認していただければと思います。

○持丸会長　わかりました。これは流通系のことも含めて大事なポイントです。質問の仕方は、少し工夫が要るかと思いますけれども、できるだけ正しい答えが聞けるようにご検討をお願いします。

　はい、小林委員。

○小林特別委員　先ほどの使用頻度のことですが、聞き方が難しいと思います。一日に何回装着しますかという聞き方をしますか。私の見たところ、使っているお母様たちの多くがほとんど一日中、ベビーではなく抱っこひもを体に装着したままにしています。お相撲さんの化粧回しのように、ベビーカーを押す時も、子供の手を引く時も、常に腰にぶら下げています。ですから、使用頻度は毎日ですか、時々ですかという聞き方をするだけではちょっと難しいと思います。

○持丸会長　重要なご指摘をありがとうございました。そこは質問を考えていただきたいと思います。

　はい、山中委員。

○山中特別委員　今回、製品安全協会でも検討されているということなのですが、先ほど適応年齢を下げるとおっしゃったと思います。年齢を下げる根拠をお聞きしたい。我が国の製品は、首がすわってからということですが、４か月以降しか使用できないということですか？

○西蔵特別委員　横抱きは。

○山中特別委員　いいんですか。

○西蔵特別委員　はい。

○山中特別委員　今回の製品安全協会が出される報告と、こちらの報告とが食い違わないように、そちらの検討内容を少し教えていただければいいのではないかと思うんですが。

○黒川特別委員　これは一応、東京都の係員がオブザーバで委員会のほうに参加していただいていますので。

○持丸会長　これは最終的にアクションをとっていく上で、最初にも宮内さんからご指摘いただきましたが、混乱しないように少し調整をとっていく必要があるかと思っております。

ほかご意見、宮内さん。

○宮内特別委員　アンケート内容の中で、まず自己買いかプレゼントか、それもちょっと聞いていただきたいなというのがあります。それから、その商品が二次使用か、誰かから譲り受けたとか、もらったというのも、ちょっと聞いてほしいなと思います。それと最後ですけれども、洗濯の頻度、月のうち何回ぐらい洗っているのか、全く洗っていないのか。縫製品なので、その辺の弱さが出てくるので、その辺も聞いておいてほしいなと思います。

○持丸会長　ありがとうございます。

先に森口委員のほうから。

○森口特別委員　再現実験のところですけれども、高研ベビーを使われるということで、高研ベビーの新生児は、首はわりとグラグラしているんですけれども、背中がかなりしっかりしていますので、本来の新生児とはちょっと違うんですね。先ほど考慮されて、左か右かに偏ったと、確認されるということですけれども、そのあたりも本来はもっとやわらかいということをご配慮いただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○持丸会長　ありがとうございました。小林委員。

○小林特別委員　山中委員に教えていただきたいのですが、小児医療のお立場からは、赤ちゃんを縦に抱っこして外出するような状況をつくりたいと思った時には、大体何か月ぐらい

からとご指導されているんでしょうか。私どものころは、完全に首がすわってからと指導されたものですが、今はどうも違うようですが。

○山中特別委員　抱っこのスタイルも随分変わってきているんですね。確かに今、育児書はやはり首がすわってから縦抱きするようにと言っているんですが、そういうことは実際には行われていないようです。縦抱きは１か月からしてもいいという医学的な根拠ははっきりしていないのではないかと思います。それをきちんと証明しているものはないのではないでしょうか。首当てというのがあればいいんですけれども、確かに１か月ですと、縦抱きにすると首はガクっと前後に落ちますので、あまりいいことではないと思いますが、そこら辺の医学的な根拠というのは、私も聞いたことがないです。今まで慣習として、首がすわっていたら縦抱きしてもよいと言われていたのですが、そこら辺の医学的な根拠は、今のところはっきりしないですね。

○持丸会長　ありがとうございました。

大体よろしいでしょうか。山本部長のほうから。

○消費生活部長　本来、委員の方からもお話になると思うのですけれども、先ほど小林委員からのお話で、わりと立ったまま、いろいろな作業をされるということでしたので、その辺も意識で明らかにできればいいかなと思って、例えば、日常的に着脱の時に、なるべく座るようにしていますかとか、そういう聞き方をすると、そこを意識しているかどうかというデータがとれるかなと思いますので、そんなこともひとつアイディアとしていかがかなと思っています。

○持丸会長　面白いですね。私の別の専門のほうなんですけれども、最近製品というのは、作る時のこと、それから買う時のこと、もう一つは使っている時のことなのですが、実は作っている側が一番わからないのは使っている時の状態でして、ある意味では、そこはある程度明らかにすると、そこから事故が見えてくるというのもありますし、メーカーさんも、そこがわかってくると、じゃ、というアイディアがまた出てくるかもしれませんので、今日いただいたアイディアをもとに、使っている状態にどういう危険が潜んでいるかというのが、それは使い方が悪いとか、そういうことじゃなくてね。そもそもどうやって使っていらっしゃるのかというのがわかるような部分がうまく込められているといいかなと思います。ぜひご検討ください。

それでは、皆さんから一通りご意見をちょうだいしましたので、事務局のほうでアンケート案を再考いただくとともに、事故再現実験はたまたまというか、私どものセンターで実施

しますので、今日いただいたコメントを参考にして、できるだけクオリティーの高い実験を進めるようにしたいと思います。

以上で、一応、本日の審議はとりまとめということになりまして、あとは事務局のほうから今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

○安全担当係長　それでは、今後の協議スケジュール（案）について説明いたします。

資料８をご覧ください。今後ですが、第２回協議会は、10月21日（火）の午前10時から12時を予定しております。第３回協議会は、12月中旬の開催とする予定です。

本日は、いろいろご意見をいただき、ありがとうございました。また、設問のほうを検討いたします。アンケート調査については、８月の上旬から９月上旬、また、事故再現実験については９月中旬ごろに実施し、それぞれの結果について、第２回協議会でご報告いたします。あわせて、本日ご検討いただいたご意見等について論点整理を行い、協議会の報告書の素案としてお示しし、ご検討いただきたいと考えております。その後、第２回協議会でいただいたご意見を反映させて報告書案を作成し、委員及び特別委員の皆様にご確認をいただく予定です。何回かやり取りをさせていただくことになりますが、スケジュールについては、第２回協議会でお示ししたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。最終的に第３回協議会で報告書の内容をご決定いただき、プレス発表をいたします。

都としては、協議会でご提言いただいた内容を踏まえまして、消費者への情報提供、関係団体等への情報提供と要望を行っていきたいと考えております。なお、事故の再現実験については、日程が確定しましたらご連絡いたします。

以上で今後の協議スケジュール案について、ご説明を終わります。

○持丸会長　ありがとうございます。

最後になりますが、このスケジュール案、何かご質問、コメント等ございますでしょうか。どうぞ。

○布施特別委員　再現実験は見学できるのですか？

○持丸会長　これは、産総研は特に問題ないのですが、また公開型になりますか。それはメディアも入って？　多分、皆さんもご都合が合えば、お台場でやりますけれども、参加いただければと思います。恐らく、全部かどうかわかりませんが、一部はメディアに撮影を許可する形になろうかと思います。その辺は、事務局のほうで委員の皆さんにアナウンスをぜひしてください。

ほか、よろしいでしょうか。

というわけで、これで全部の今日の議事を終了いたします。ちょうど４時を回ったところでございます。ご協力、どうもありがとうございました。これからも引き続きよろしくお願いいたします。これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

午後４時03分閉会